

北海道地域商業の活性化に関する条例

平成24年 3 月 30 日

条例第12号

改正 平成27年 3 月 20日 条例第24号

〔第 1 次改正〕

北海道地域商業の活性化に関する条例をここに公布する。

北海道地域商業の活性化に関する条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 地域商業の活性化に関する基本的施策（第 9 条—第 17 条）

第 3 章 特定小売事業施設に関する手続

第 1 節 特定小売事業施設の新設等に係る手続（第 18 条—第 24 条）

第 2 節 地域貢献活動計画の提出等（第 25 条—第 33 条）

第 3 節 特定小売事業施設の撤退に係る手続等（第 34 条・第 35 条）

第 4 章 雑則（第 36 条・第 37 条）

第 5 章 罰則（第 38 条・第 39 条）

附則

本道の地域商業は、事業活動を通じた地域経済の発展や雇用機会の創出とともに、地域住民の消費活動を支え、人々が集い、交流する場として、道民の暮らしと密接な関わりを有しながら、地域社会の発展に寄与してきた。

しかしながら、近時の地域商業を取り巻く環境は、景気の低迷や人口の減少傾向、少子高齢化の進行に伴い、事業所数や販売額の減少、中心市街地における商業機能の低下等による空洞化など厳しい状況となっている。

こうした状況の中で、今後見込まれる一層の高齢化の進行や消費者の購買意識の変化に対応し得る地域商業としての変革が求められていることから、地域商業の活性化を促し、地域の実態に応じた取組の強化を図ることが、今後の地域経済や地域社会の発展にとって極めて重要である。

このような考え方に立って、地域商業の活性化に関する施策を総合的に推進し、地域商業がこれまで担ってきた役割の維持強化を図ることにより、安定した道民の消費生活並びに活力ある地域経済及び地域社会を次代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、地域商業の活性化に関し、基本理念を定め、並びに道、事業者、小売事業施設設置者及び商工関係団体の責務並びに道民の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項、特定小売事業施設に関する手続その他必要な事項を定めることにより、地域商業の活性化に関する施策を総合的に推進し、もって道民生活の持続的な安定並びに地域経済及び地域社会の活性化に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 地域商業の活性化 地域における商業機能を維持し、及び強化することをいう。
- （2） 小売事業施設 一の建物（一の建物として規則で定めるものを含む。）であって、その全部又は一部が小売業（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 2 条第 1 項に規定する小売業をいう。以下同じ。）を行うための店舗の用に供される施設をいう。
- （3） 特定小売事業施設 小売事業施設であって、その施設内の店舗面積（大規模小売店舗立地法第 2 条第 1 項に規定する店舗面積をいう。第 18 条第 1 項第 5 号において同じ。）の合計が規則で定める面積を超えるものをいう。
- （4） 小売事業施設設置者 小売事業施設を設置し、又は設置しようとする者をいう。

（基本理念）

第 3 条 地域商業の活性化は、地域商業が地域経済及び地域におけるまちづくりの中核として、道民

の暮らし及び消費活動を支える基盤として、並びに道民が相互に交流する場として、地域社会に重要な役割を担っていることに鑑み、総合的に推進されなければならない。

2 地域商業の活性化は、地域における事業者、小売事業施設設置者、商工関係団体及び道民（以下「地域関係者」という。）の創意及び主体性が発揮され、地域の実態に応じた持続的な取組により推進されなければならない。

3 地域商業の活性化は、道、市町村及び地域関係者の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。

4 地域商業の活性化は、地域におけるまちづくりについて十分配慮して推進されなければならない。
（道の責務）

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地域商業の活性化に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、前項の施策を実施するに当たっては、国、市町村及び地域関係者と緊密な連携を図らなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、地域商業の活性化に向けた取組を積極的に行うものとする。

2 事業者は、前項の取組に際しては、地域におけるまちづくりの推進に寄与する活動（以下「地域貢献活動」という。）を積極的に行うものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、道又は市町村が実施する地域商業の活性化に関する施策（以下「道等の施策」という。）及び商工関係団体が行う地域商業の活性化に向けた取組に協力するものとする。

（小売事業施設設置者の責務）

第6条 小売事業施設設置者は、基本理念にのっとり、地域におけるまちづくりに配慮した店舗の配置及び運営を行うものとする。

2 小売事業施設設置者は、基本理念にのっとり、地域貢献活動を積極的に行うものとする。

3 小売事業施設設置者は、基本理念にのっとり、道等の施策及び商工関係団体が行う地域商業の活性化に向けた取組に協力するものとする。

（商工関係団体の責務）

第7条 商工関係団体は、基本理念にのっとり、地域商業の活性化に向けた取組を積極的に行うものとする。

2 商工関係団体は、前項の取組に際しては、地域貢献活動を積極的に行うものとする。

3 商工関係団体は、基本理念にのっとり、道等の施策に協力するものとする。

（道民の役割）

第8条 道民は、基本理念にのっとり、道等の施策に協力するものとする。

2 道民は、基本理念にのっとり、事業者、小売事業施設設置者又は商工関係団体が行う地域商業の活性化に向けた取組に参画するよう努めるものとする。

第2章 地域商業の活性化に関する基本的施策

（取組指針の策定）

第9条 知事は、地域商業の活性化に向けた具体的な取組の方向性を示す指針（以下この条において「取組指針」という。）を策定するものとする。

2 知事は、取組指針を策定するに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、取組指針を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、取組指針の変更について準用する。

（地域貢献活動指針の策定）

第10条 知事は、事業者、小売事業施設設置者又は商工関係団体が行う地域貢献活動に関する指針（以下「地域貢献活動指針」という。）を策定するものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、地域貢献活動指針の策定及び変更について準用する。

（市町村に対する支援）

第11条 道は、市町村が地域商業の活性化に関する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、

助言その他の必要な支援を行うものとする。

(地域関係者の取組の促進)

第12条 道は、地域関係者が密接な連携を図りながら行う地域商業の活性化に向けた自主的かつ積極的な取組を促進するため、必要な支援を行うものとする。

(調査研究の推進)

第13条 道は、地域商業の活性化に向けた地域関係者の取組を促進するため、地域商業の活性化に関し必要な調査研究を行うものとする。

(情報の提供)

第14条 道は、地域商業の活性化に向けた地域関係者の取組を促進するため、必要な情報を収集し、これらの情報を適切に提供するものとする。

(優良事例の公表等)

第15条 道は、地域商業の活性化に関して優れた取組について、公表その他の必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第16条 道は、地域商業の活性化に関する施策を総合的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第17条 道は、地域商業の活性化に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 特定小売事業施設に関する手続

第1節 特定小売事業施設の新設等に係る手続

(新設の届出)

第18条 特定小売事業施設の新設（建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより特定小売事業施設となる場合を含む。以下同じ。）をする者（小売業を行うための店舗以外の用に供し又は供させるためその建物の一部の新設をする者があるときはその者を除くものとし、小売業を行うための店舗の用に供し又は供させるためその建物の一部を新設する者又は設置している者があるときはその者を含む。以下同じ。）は、規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 特定小売事業施設の名称
- (2) 特定小売事業施設の所在地及び敷地面積
- (3) 特定小売事業施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (4) 特定小売事業施設として営業を開始する日
- (5) 特定小売事業施設内の店舗面積の合計及び特定小売事業施設の延べ床面積
- (6) 特定小売事業施設の新設の予定地の開発行為（土地の区画形質の変更をいう。）及び特定小売事業施設に係る新築、増築、改築又は用途の変更の着手予定日
- (7) 特定小売事業施設の集客予定数及び集客を予定している区域並びにそれらの根拠
- (8) 地域貢献活動の実施に係る基本方針

2 前項の規定による届出には、規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

3 第1項の規定による届出は、特定小売事業施設の新設をする日（当該新設について法令の規定による許可、認可その他の処分規則で定めるもの（以下「許可等」という。）を要することとされているときは、当該許可等に係る申請その他の手続を開始する日）の3月前までに行うよう努めなければならない。

4 知事は、第1項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容を関係市町村（立地市町村（特定小売事業施設の所在地の属する市町村をいう。以下同じ。）、立地市町村に隣接する市町村その他規則で定める市町村をいう。以下同じ。）の長に通知するとともに、その概要を公表するものとする。

5 第1項の規定は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第37条第1項に規定する第一種大規模小売店舗立地法特例区域及び同法第65条第1項に規定する第二種大規模小売店舗立地法特例区域の区域内における特定小売事業施設並びに同法第58条第1項に規定する認定特例大

規模小売店舗であって特定小売事業施設であるものの新設については、適用しない。

一部改正〔平成27年条例24号〕

(変更の届出等)

第19条 前条第1項の規定による届出があった特定小売事業施設について、その新設をする日までの間に、当該届出に係る同項各号に掲げる事項の変更（同項第5号に掲げる事項の変更にあつては、規則で定める軽微な変更に限る。）をしたときは、同項の規定による届出をした者（以下「新設届出者」という。）は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前条第1項の規定による届出があった特定小売事業施設について、その新設をする日までの間に、当該届出に係る同項第5号に掲げる事項の変更（前項の規則で定める軽微な変更を除く。）をするときは、新設届出者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第1項の規定による届出があった特定小売事業施設について、その新設をしないこととしたときは、新設届出者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

4 第1項又は第2項の規定による届出には、規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

5 前条第3項の規定は第2項の規定による届出について、同条第4項の規定は第1項又は第2項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第3項中「特定小売事業施設の新設」とあるのは「当該届出に係る変更」と、「当該新設」とあるのは「当該変更」と読み替えるものとする。

(出店計画説明会の開催)

第20条 新設届出者又は前条第2項の規定による届出をした者（以下「新設届出者等」という。）は、規則で定めるところにより、第18条第1項又は前条第2項の規定による届出をした日から1月以内に、立地市町村の区域内において、当該届出の内容を周知させるための説明会（以下「出店計画説明会」という。）を開催しなければならない。

2 新設届出者等は、関係市町村（立地市町村を除く。）の長から出店計画説明会の開催を求められたときは、当該市町村の区域内において、これを開催するよう努めるものとする。

3 新設届出者等は、出店計画説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらの事項を当該出店計画説明会の開催を予定する日の1週間前までに知事及び関係市町村の長に通知するとともに、公表しなければならない。

4 新設届出者等は、出店計画説明会の終了後、規則で定めるところにより、遅滞なく、当該出店計画説明会で述べられた意見の概要及び当該意見についての見解を知事に報告しなければならない。

5 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告の概要を公表するものとする。

(新設等の届出に係る市町村の長の意見等)

第21条 知事は、第18条第4項（第19条第5項において準用する場合（同条第2項の規定による届出があった場合に限る。）を含む。次項において同じ。）の規定による公表の日から1月以内に、関係市町村の長に、当該公表に係る届出の内容について、中心市街地の活性化等（市町村の中心の市街地又はこれに準ずる地域の活性化及び市町村が策定したまちづくりに関する計画との整合性の確保をいう。以下同じ。）の見地からの意見及びその理由を聴かななければならない。

2 関係市町村の住民等（当該市町村の区域内に居住する者、当該市町村において事業活動を行う者及び当該市町村に存する団体をいう。第28条第2項において同じ。）は、第18条第4項の規定による公表の日から1月以内に、知事に対し、当該公表に係る届出の内容について、中心市街地の活性化等の見地からの意見を述べることができる。

3 知事は、第1項の規定による意見の聴取をしたとき、又は前項の規定による意見の陳述があつたときは、速やかに、当該聴取した意見又は当該陳述があつた意見の概要を公表するものとする。

4 知事は、前項の規定による公表をしたときは、速やかに、第1項の規定により聴取した意見及び第2項の規定により陳述があつた意見を新設届出者等に通知するものとする。

(新設等の届出に係る知事の意見等)

第22条 知事は、第18条第1項又は第19条第2項の規定による届出があった日から3月以内に、前条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により陳述があった意見を勘案して、新設届出者等に対し、当該届出の内容について、中心市街地の活性化等の見地からの意見を有する場合には当該意見を書面により述べるものとし、意見を有しない場合にはその旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により意見を述べた場合にあっては当該意見の概要を、同項の規定により意見を有しない旨を通知した場合にあってはその旨を、速やかに、公表するものとする。

3 新設届出者等は、第1項の規定により知事が意見を述べたときは、遅滞なく、当該意見についての対応及びその理由を知事に報告しなければならない。

4 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告の概要を公表するものとする。

(勧告及び公表)

第23条 知事は、前条第3項の規定による報告の内容が同条第1項の規定により知事が述べた意見を適正に反映しておらず、かつ、当該特定小売事業施設の新設がなされることが中心市街地の活性化等に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該報告を受けた日から2月以内に、新設届出者等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしたときは、速やかに、当該勧告の内容を公表するものとする。

3 新設届出者等は、第1項の規定による勧告を受けたときは、遅滞なく、当該勧告についての対応及びその理由を知事に報告しなければならない。

4 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告の概要を公表するものとする。

5 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったとき、又は第3項の規定による報告をしなかったときは、その旨を公表することができる。

6 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表しようとする者に、意見を述べる機会を与えなければならない。

(工事着手の制限)

第24条 新設届出者等は、次項各号に掲げる場合を除き、当該届出をした日から3月を経過した日以後でなければ、当該特定小売事業施設の新設(第19条第2項の規定による届出をした者にあっては、当該届出に係る変更。以下この条において同じ。)に係る工事に着手してはならない。

2 新設届出者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日以後でなければ、当該特定小売事業施設の新設に係る工事に着手してはならない。

(1) 第22条第1項の規定により知事が意見を述べた場合 同条第3項の規定による報告をした日から2月を経過した日

(2) 第22条第1項の規定により知事が意見を有しない旨の通知をした場合 当該通知の日

3 知事は、新設届出者等が前2項の規定に違反して正当な理由がなく当該特定小売事業施設の新設に係る工事に着手したときは、当該新設届出者等に対し、当該工事の中止を勧告することができる。

4 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合において、前条第6項の規定を準用する。

第2節 地域貢献活動計画の提出等

(地域貢献活動計画の提出)

第25条 特定小売事業施設の新設をする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、地域貢献活動指針にのっとり、地域貢献活動の実施に関する計画(以下「地域貢献活動計画」という。)を作成し、これを知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による地域貢献活動計画の提出は、当該特定小売事業施設の新設をする日の3月前までに行うよう努めなければならない。

3 知事は、第1項の規定による地域貢献活動計画の提出があったときは、速やかに、これを関係市町村の長に通知するとともに、その概要を公表するものとする。

(地域貢献活動計画の作成に当たって配慮する事項)

第26条 特定小売事業施設の新設をする者は、地域貢献活動計画の作成に当たっては、次条第3項に規定する場合を除き、第20条第1項の規定により開催した出店計画説明会において述べられた意見及び第21条第4項の規定による通知に係る意見のうち地域貢献活動の実施に係る基本方針に関する

ものに配慮するものとする。

(地域貢献計画説明会の開催)

第27条 第25条第1項の規定により地域貢献活動計画を提出した者(以下「計画提出者」という。)は、規則で定めるところにより、その提出をした日から1月以内に、立地市町村の区域内において、当該地域貢献活動計画の内容を周知させるための説明会(以下この条において「地域貢献計画説明会」という。)を開催しなければならない。

2 計画提出者は、関係市町村(立地市町村を除く。)の長から地域貢献計画説明会の開催を求められたときは、当該市町村の区域内において、これを開催するよう努めるものとする。

3 前2項の場合において、第25条第1項の規定による地域貢献活動計画の提出が第18条第1項又は第19条第2項の規定による届出と同時になされたときは、地域貢献計画説明会を出店計画説明会と併せて開催することができる。

4 第20条第3項から第5項までの規定は、第1項又は第2項の規定により地域貢献計画説明会を開催する場合について準用する。

(地域貢献活動計画に係る市町村の長の意見等)

第28条 知事は、第25条第3項の規定による公表の日から1月以内に、関係市町村の長に、当該公表に係る地域貢献活動計画の内容について、中心市街地の活性化等の見地からの意見及びその理由を聴かなければならない。

2 関係市町村の住民等は、第25条第3項の規定による公表の日から1月以内に、知事に対し、当該公表に係る地域貢献活動計画の内容について、中心市街地の活性化等の見地からの意見を述べることができる。

3 第21条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定により聴取した意見及び前項の規定により陳述があった意見について準用する。

(地域貢献活動計画に係る知事の意見等)

第29条 知事は、第25条第1項の規定による地域貢献活動計画の提出があった日から3月以内に、前条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により陳述があった意見を勘案して、計画提出者に対し、当該地域貢献活動計画の内容について、中心市街地の活性化等の見地からの意見を有する場合には当該意見を書面により述べるものとし、意見を有しない場合にはその旨を通知するものとする。

2 第22条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による知事の意見の陳述及び意見を有しない旨の通知について準用する。

(地域貢献活動計画の変更)

第30条 計画提出者は、当該地域貢献活動計画を変更したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、変更後の地域貢献活動計画を知事に提出しなければならない。

2 第25条第3項の規定は、前項の規定による変更後の地域貢献活動計画の提出があった場合について準用する。

(地域貢献活動計画の公表)

第31条 計画提出者は、当該地域貢献活動計画を、当該特定小売事業施設の公衆の見やすい場所への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(地域貢献活動実施状況の報告)

第32条 計画提出者は、規則で定めるところにより、毎事業年度(特定小売事業施設の新設をした日の属する事業年度を除く。)の開始後遅滞なく、前事業年度における地域貢献活動の実施の状況(以下この条において「地域貢献活動実施状況」という。)を知事に報告しなければならない。ただし、当該特定小売事業施設が特定小売事業施設に該当しなくなったときは、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による報告があったときは、速やかに、当該報告の概要を公表するものとする。

3 計画提出者は、地域貢献活動実施状況を、当該特定小売事業施設の公衆の見やすい場所への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

4 計画提出者は、関係市町村の長から地域貢献活動実施状況に関する説明会の開催を求められたときは、これを開催するよう努めるものとする。

(地域貢献活動に関する協定)

- 第33条 計画提出者は、関係市町村の長から地域貢献活動に関する協定の締結を求められたときは、当該協定を締結するよう努めるものとする。
- 2 計画提出者は、前項の協定を締結したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その内容を公表するとともに、当該協定の写しを知事に提出するものとする。
- 第3節 特定小売事業施設の撤退に係る手続等
(撤退に係る手続)
- 第34条 特定小売事業施設を設置している者は、当該特定小売事業施設の撤退（特定小売事業施設内の小売業を行うための店舗の全部を廃止することをいう。以下同じ。）を決定したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、当該撤退及びその後の対応の内容を記載した書類を、知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による特定小売事業施設の撤退に関する書類の提出があったときは、速やかに、当該撤退及びその後の対応の内容を関係市町村の長に通知するとともに、その概要を公表するものとする。
- 3 第1項の規定により特定小売事業施設の撤退に関する書類の提出をした者（以下「撤退事業者」という。）は、当該撤退及びその後の対応の内容を、当該特定小売事業施設の公衆の見やすい場所への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
- 4 撤退事業者は、関係市町村の長から当該特定小売事業施設の撤退に関する説明会の開催を求められたときは、これを開催するよう努めるものとする。
- 5 第1項の場合において、特定小売事業施設を設置している者が正当な理由がなく同項の規定による書類の提出をしないときは、知事は、その者に対し、相当の期間を定めて、当該書類の提出をすべきことを勧告することができる。
- 6 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が同項の期間内に当該書類の提出をしないときは、その旨を公表することができる。この場合において、第23条第6項の規定を準用する。
(撤退における対応)
- 第35条 撤退事業者は、当該撤退により失業者の発生及び買物の利便性の低下を招くことのないよう後継店舗（撤退後の施設において他の事業者により引き続き設置される店舗をいう。）の早期の確保に努めるものとする。
- 2 撤退事業者は、当該撤退後の施設を閉鎖する場合は、周辺的环境及び景観の悪化をもたらすことがないように当該施設の適切な管理に努めるものとする。
- 第4章 雑則
(報告又は資料の提出)
- 第36条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、新設届出者等、計画提出者又は撤退事業者に対して報告又は資料の提出を求めることができる。
(規則への委任)
- 第37条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 第5章 罰則
- 第38条 第18条第1項又は第19条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金に処する。
- 第39条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。
- 附 則
(施行期日)
- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3章、第4章（第36条に限る。）及び第5章並びに次項から附則第5項までの規定は、同年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に許可等に係る申請その他の手続又は第18条第1項の規定による届出に類する手続として知事が定めるものが行われている特定小売事業施設の新設については、同項の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する特定小売事業施設の新設をする者については、第25条第1項中「あらかじめ、地

域貢献活動指針」とあるのは「地域貢献活動指針」と、同条第2項中「3月前までに行うよう努めなければ」とあるのは「属する事業年度の終了後遅滞なく、行わなければ」と、第32条第1項中「属する事業年度」とあるのは「属する事業年度及び翌事業年度」とし、第26条の規定は、適用しない。

4 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に特定小売事業施設を設置している者は、規則で定めるところにより、当該規定の施行の日の属する事業年度の終了後遅滞なく、地域貢献活動指針にのっとり、地域貢献活動計画を作成し、これを知事に提出しなければならない。この場合において、知事は、当該地域貢献活動計画を関係市町村の長に通知するとともに、その概要を公表するものとする。

5 第30条から第33条まで及び第36条の規定は、前項の規定により地域貢献活動計画を提出した者について準用する。この場合において、第32条第1項中「特定小売事業施設の新設をした日の属する事業年度」とあるのは、「附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の属する事業年度及び翌事業年度」と読み替えるものとする。

(検討)

6 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成27年3月20日条例第24号)

〔北海道地域商業の活性化に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第18条第5項の改正規定中「第36条第1項」を「第37条第1項」に、「第55条第1項」を「第65条第1項」に改める部分は、公布の日から施行する。